

南房総市がんばる地域応援クーポン券取扱店舗募集要領

1 発行の目的

原油価格・物価高騰等に伴う地域経済への影響を鑑み、南房総市の全市民に対しクーポン券を配布し、家計を支援するとともに、地域内消費を喚起し、多くの市民で地元事業者を応援することを目的とする。

2 クーポン券の発行

- (1) 名称 南房総市がんばる地域応援クーポン券（以下「クーポン券」という）
- (2) 発行者 南房総市
- (3) 発行対象者及び発行額
市民全員に1人あたり5,000円分のクーポン券を配布
※令和6年6月30日現在の住民基本台帳に記録されている方
- (4) 発行総額 約1億7,379万円
（予定：市民1人あたり5,000円分×市民約34,750人）
- (5) 発行枚数 約347,700枚
（予定：市民1人あたり500円分を10枚×市民約34,750人）
- (6) クーポン券の種類
全ての取扱店で使える共通券と大規模小売店を除く取扱店で使える応援券の2種類とする。（※大規模小売店とは、南房総市内に本店のない事業所で、その全ての店舗の売場面積が500㎡以上のものをいう。）
- (6) クーポン券の使用期間
令和6年8月1日（木）から令和6年10月31日（木）まで
- (7) クーポン券の使用条件
クーポン券取扱店舗において、1,000円（税込）の会計につき1枚使用できることとし、1枚につき500円分の割引が受けられることとする。
- (例) 1,000円～1,999円の会計の場合＝1枚使用可⇒1枚使用した場合 500円分の割引
2,000円～2,999円の会計の場合＝2枚使用可⇒2枚使用した場合 1,000円分の割引
3,000円～3,999円の会計の場合＝3枚使用可⇒3枚使用した場合 1,500円分の割引
4,000円以上の会計についても同様に使用可能

3 クーポン券の使用対象外となるもの

- (1) 出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
- (2) 金、プラチナ、銀、商品券、ビール券、図書券、旅行券、切手、郵便はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性が高いものの購入
- (3) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (4) 宝くじの購入
- (5) 事業活動に伴って使用する原材料、機械類及び仕入商品等の購入
- (6) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場等の不動産に関わる支払い

- (7) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業に係る支払い
- (9) 地域経済の振興に直接的に資することが想定しがたい国や地方公共団体への支払い
- (10) 社会保障制度（医療や介護等）の一部負担金
- (11) 会費、商品及びサービスの引換券等代金を前払いするもののうち、有効期限が利用期間以降となるもの
- (12) 自治体の手数料や利用料にあたるもの（指定ごみ袋等）
- (13) コンビニエンスストア等での収納代行等への支払いが実質可能となる支払い
- (14) クーポン券発行の趣旨にそぐわないもの

4 クーポン券取扱店舗となるための要件

- (1) 店舗・事業所の要件
南房総市内で小売業・飲食業・各種サービス業等を営む店舗・事業所
※申込日において既に営業を開始していること。
- (2) 申込者
南房総市内の店舗・事業所の事業者（代表者または店舗・事業所の責任者）
ただし、次に該当する事業者を除く。
 - ア. 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
 - イ. 「3 クーポン券の使用対象外となるもの」に記載の取引、商品のみを扱う事業者
 - ウ. 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与しているものをいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。）であると認められる事業者。
 - エ. 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴対法第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしていると認められる事業者。
 - オ. 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる事業者。
 - カ. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる事業者。
 - キ. 役員等が、暴力団、暴力団員又はウからカに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる事業者。

5 クーポン券取扱店舗の責務等

クーポン券取扱店舗は、次の事項を遵守しなければなりません。

- (1) クーポン券使用期間中（令和6年8月1日（木）から令和6年10月31日（木）まで）はクーポン券取扱店舗として事業に参加し、やむを得ない事情がない限り途中辞退をしないこと。
- (2) 消費者がクーポン券取扱店舗であることが分かるように、クーポン券取扱店舗登録後

に送付する「クーポン券取扱店舗用ポスター」を店頭に掲示すること。

- (3) 消費者が利用期間中にクーポン券を持参した場合は、次の処理を行うこと。
 - ア. 偽造されたものでないかの確認（偽造に対して市は責を負いません。）
 - イ. クーポン券は、物品の販売やサービスの提供等の取引において、1,000円（税込）の会計につき1枚を使用することができることとし、1枚につき500円分の割引を行うこと。
- (4) 1,000円（税込）未満の会計及びクーポン券の使用期間を過ぎた会計、「3 クーポン券の使用対象外となるもの」に係る会計にはクーポン券を使用させないこと。また、現金との引き換えには応じないこと。
- (5) 偽造等の不正使用の疑いがある時は、使用を拒否するとともに速やかに南房総市朝夷商工会または南房総市内房商工会に報告すること。
- (6) クーポン券の交換・譲渡・売買・再利用・偽造・悪用は行わないこと。
- (7) クーポン券による割引を行った場合、残金は消費者から現金やクレジットカード等で受け取ること。
- (8) 大規模小売店に分類される事業所では、共通券のみの取扱いとし、応援券による割引は、絶対に行わないこと。

6 クーポン券取扱店舗の募集

クーポン券取扱店舗を次のとおり募集します。

クーポン券取扱店舗となることを希望する事業者は「南房総市がんばる地域応援クーポン券取扱店舗登録申込書（別記第1号様式）」（以下「登録申込書」という）に必要事項をご記入の上、南房総市朝夷商工会または南房総市内房商工会へ提出してください。

複数店舗の登録を希望する場合には、店舗ごとに申込が必要です。

申込があった店舗について、南房総市朝夷商工会または南房総市内房商工会が営業実態を把握した上で、クーポン券取扱店舗として登録を行います。

営業実態の把握の際に、南房総市朝夷商工会または南房総市内房商工会の職員がお伺いする場合があります。

※申込書様式・募集要領は市ホームページ、商工課、各地域センター、南房総市朝夷商工会、南房総市内房商工会で配布します。

(1) 受付期間

1次募集 令和6年5月31日（金）まで（必着）

2次募集 令和6年6月 1日（土）から随時受付

※1次募集の期間内に申込を行い、市がクーポン券取扱店舗に登録した場合は、市のホームページに店舗名等を掲載します。また、クーポン券の利用案内に店舗名等を掲載し、クーポン券とともに全世帯に配布します。2次募集の場合は、市のホームページに店舗名等を掲載しますが、クーポン券の利用案内に店舗名等は掲載されません。

(2) 申込方法

次の方法で申し込むことができます。

なお、申込にかかる費用は申込者の負担となります。

ア. 郵送の場合（簡易書留等の配達記録が残るものを推奨）

①〒295-0004 南房総市千倉町瀬戸 2294

南房総市朝夷商工会「南房総市がんばる地域応援クーポン券担当」宛

②〒299-2403 南房総市富浦町原岡 918

南房総市内房商工会「南房総市がんばる地域応援クーポン券担当」宛
イ. ファクスの場合（要着信確認）

①南房総市朝夷商工会「南房総市がんばる地域応援クーポン券担当」宛
ファクス 0470-40-1051（送信後に電話で着信確認☎0470-44-1331）

②南房総市内房商工会「南房総市がんばる地域応援クーポン券担当」宛
ファクス 0470-33-4268（送信後に電話で着信確認☎0470-33-2257）

ウ. 電子メールの場合

①南房総市朝夷商工会「南房総市がんばる地域応援クーポン券担当」宛
toiawase@asai.or.jp

②南房総市内房商工会「南房総市がんばる地域応援クーポン券担当」宛
uchibo@star.ocn.ne.jp

タイトルに「クーポン券取扱店舗登録申込」と入力し、必要事項を入力した「南房総市がんばる地域応援クーポン券取扱店舗登録申込書」（Microsoft Excel ファイル）を添付

(3) クーポン券取扱店舗用物資等の送付

クーポン券取扱店舗として登録した場合は、「ポスター」、「クーポン券の換金請求書」をお送りします。

7 換金請求について

会計時に割引を行い、利用者から回収したクーポン券と換金請求書を南房総市朝夷商工会または南房総市内房商工会に持参いただくことで換金することができます。

(1) 換金請求期間

令和6年8月1日（木）から令和6年12月2日（月）まで

※換金請求期間を過ぎると、いかなる理由があっても換金を行うことはできません。

(2) 換金請求回数

1店舗あたりの換金請求回数は4回です。

換金スケジュールの4回以外に請求を行うことはできません。最後の請求はクーポン券使用期間終了後にクーポン券請求枚数が確定してから行ってください。

(3) 換金請求方法

本事業に係る換金事務は南房総市朝夷商工会または南房総市内房商工会で行います。クーポン券取扱店舗登録時に送付する「クーポン券の換金請求書」に必要事項を記入し、割り引いたクーポン券とともに南房総市朝夷商工会または南房総市内房商工会のいずれかで換金請求手続きを行ってください。

お持ちいただいたクーポン券の枚数と換金請求書に記載された枚数に相違がないか、窓口にて確認いたします。

確認後、クーポン券の枚数に応じた金額を登録申込書に記載された口座に振り込みます。換金手数料はかかりません。

振込予定日等、次のとおりです。

期別	換金請求期限	取扱店舗への振込期限
第1期	9月 2日 (月)	9月18日 (水)
第2期	9月30日 (月)	10月18日 (金)
第3期	10月31日 (木)	11月18日 (月)
第4期	12月 2日 (月)	12月18日 (水)

8 取扱店の取消等

この「募集要領」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また、違反により損害金が発生した際は、これを請求する場合があります。

9 その他留意事項

本要領に記載されていない事項は、「南房総市朝夷商工会」または「南房総市内房商工会」までお問い合わせください。

南房総市朝夷商工会 ☎0470-44-1331

南房総市内房商工会 ☎0470-33-2257

受付時間 午前9時～午後5時(土・日・祝休日を除く)